

《 資 料 3 》

長寿支援課・防災危機管理課・クリーン推進課・生活支援課からのお知らせ

〔 目 次 〕

長寿支援課からのお知らせ.....	1
1. 介護用品支給事業について.....	1
長寿支援課からのお知らせ.....	3
2. 下関市本庁東部地域包括支援センターの業務委託等について.....	3
防災危機管理課からのお知らせ.....	4
3. 避難行動要支援者への同意の確認について.....	4
4. クリーン推進課からのお知らせ.....	6
5. 生活支援課からのお知らせ.....	8

長寿支援課からのお知らせ

1. 介護用品支給事業について

介護を必要とする在宅の高齢者と同居して常時介護している方に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、支給を受けた費用の一部を助成します。

1 対象者

次の(1)～(4)のいずれにも該当する65歳以上の高齢者を同居又は同一敷地内に居住して常時介護している、住民税非課税世帯の方

(1) 市内に住所を有し、在宅で生活している方

※ 入院中の方、有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等に入居・入所されている方は対象となりません。

(2) 要介護3・4・5の方

(3) 生活保護を受給していない方

(4) 住民税非課税世帯に属している方

2 支給対象介護用品

紙おむつ、尿取りパッド、手袋又はお尻拭きシートの4品目

3 利用者負担等

次の表に示すとおり、4月から2か月毎を1期とする単位で、1期当たり1万円の介護用品の支給を上限とし、そのうち9割を助成、1割が自己負担となります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月

4 申請方法

申請書を福祉部長寿支援課支援係又は各総合支所市民生活課へ提出

※ 申請書の様式は申請先の窓口のほか、下関市のホームページに掲載しています。次のいずれかの方法により検索し、御活用ください。コンテンツ名は、「高齢者の福祉サービスを紹介します。」です。ページ下部からダウンロードできます。

(1) 市ホームページのサイト内検索にて、「高齢者の福祉サービスを紹介します。」と検索する。

(2) 該当URLを指定する。

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/40/3500.html>

※ 令和4年度以前は、要介護3の対象者の場合、申請書に3万円を超える介護用品を購入した領収書を添付いただいていたましたが、令和5年度から領収書の添付要件を廃止しています。

5 問い合わせ先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市福祉部長寿支援課支援係（本庁舎西棟2階A2窓口）

TEL 083-231-1340

長寿支援課からのお知らせ

2. 下関市本庁東部地域包括支援センターの業務委託等について

下関市本庁東部地域包括支援センターにつきましては、開設当初から本市が直営で運営を続けてまいりましたが、令和6年4月1日から運営を社会福祉法人夢の会へ業務委託する予定です。

つきましては、下関市本庁東部地域包括支援センターの住所等が下記のとおり変更となります。

- 1 事業所名
下関市本庁東部地域包括支援センター
- 2 運営法人
社会福祉法人夢の会
- 3 住所
下関市あるかぼーと 1-33
- 4 電話番号
250-6581
- 5 FAX番号
250-6582
- 6 業務開始日（予定）
令和6年4月1日（月）
- 7 問い合わせ先
〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市福祉部長寿支援課地域包括ケア推進室（本庁舎西棟2階A3窓口）
TEL 083-231-1345

防災危機管理課からのお知らせ

3. 避難行動要支援者への同意の確認について

1 趣旨

3月下旬以降になりますが、避難行動要支援者に対して、「避難行動要支援者名簿」に記載された情報の「避難支援等関係者」への提供、及び「個別避難計画」の作成についての同意確認文書を発送する予定です。避難行動要支援者本人から当該文書についての相談があった際には、趣旨の説明や助言をしていただくようお願いします。

<避難行動要支援者とは>

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。現在、本市において該当する方は6,283人（令和5年4月1日現在）。

避難行動要支援者の範囲 ※下関市地域防災計画（令和5年2月改訂）

在宅で災害時に自ら避難することが困難な者を基本として、次の要件の該当者をいう。

- (1) 要介護状態区分が3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (3) 療育手帳Aを所持する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 特定医療費（指定難病）支給認定受給者証所持者のうち、人工呼吸器を使用している者
- (6) 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器を使用している者
- (7) 自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者
- (8) 災害時要援護者登録制度の登録者
- (9) 上記のほか災害発生時に支援が必要と認める者

<避難行動要支援者名簿とは>

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

記載内容：氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難支援等を必要とする事由等

<避難支援等関係者とは>

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等。

<個別避難計画とは>

避難行動要支援者ごとに作成する、一人ひとりの状況に合わせた避難支援等を実施するための計画。

記載内容：避難行動要支援者の氏名・生年月日・性別・住所・連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者の氏名・住所・連絡先、避難場所・避難経路等

2 現状について

現在、本市では、「下関市地域防災計画」において避難行動要支援者の範囲を定め、避難行動要支援者名簿を作成し、市及び市消防局で保管しています。避難行動要支援者名簿に記載された情報については、避難行動要支援者の同意を得ていないため、避難支援等関係者への提供を行っていません。

3 今後について

市は、避難行動要支援者本人に対して、名簿に記載された情報を避難支援等関係者に提供してよいかと、あわせて個別避難計画の作成を希望するかどうかを書面で確認します。

同意を得られた避難行動要支援者に限って、名簿に記載された情報を避難支援等関係者に提供することになります。個別避難計画の作成についても同意を得られた避難行動要支援者においては、市と関係者、関係機関とが連携して作成を進めていきます。

対象となる方が多いため、同意の確認は市内全域一斉ではなく、地域ごとに順次行う予定としています。

4 その他

確認文書の形式や、先行する地域、実際に発送する時期等が決まりましたら、追ってお知らせします。

時期的にはもう少し後になりますが、確認文書が届いた避難行動要支援者から相談された場合は、おそれいりますが、文書の趣旨を伝えていただき、ご自身の意向を市へ返信するように促していただくようお願いします。

4. クリーン推進課からのお知らせ

ごみ出し困難者支援事業のご案内 (ふれあい収集)

家庭から出たごみをごみステーションに出すことが難しい高齢者や障がい者のうち、要件を満たす世帯を対象に、週に1回、市の職員がご自宅の玄関先に伺い、ごみを収集します。

利用するには手続きが必要です。お気軽にお問い合わせください。

※当事業の利用料金は、無料です。



収集の内容

●収集するごみの種類

燃やせるごみのみ(赤色の指定ごみ袋で出してください)

※分別は通常どおり行ってください。収集員は分別を行いません。

●収集回数

週1回 ※市が指定する曜日の時間帯にお伺いします。

●声かけ等(希望者のみ)

ごみが出ていない場合、訪問や電話連絡を行い、応答がなければ緊急連絡先にご連絡します。



ご利用できる世帯の範囲

以下の①～⑥のいずれかの要件に該当する者で構成された世帯が対象です。

- ① 65歳以上で、介護保険の要介護度が2以上の者
- ② ①を介護している75歳以上の同居高齢者
- ③ 65歳以上で、介護保険の要介護度が1の者(ただし、世帯内で日常生活におけるホームヘルプサービス(理美容のみを除く)を受けている者がいる場合に限る)
- ④ 身体障害者手帳の種類が肢体不自由又は視覚障害で等級が1級又は2級の者
- ⑤ 療育手帳の等級がA判定又はB判定の者
- ⑥ 精神障害者手帳の等級が1級又は2級の者

※制度対象外・・・別居の親族、地域の方又は無償ボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる者

利用上(申込時)の注意事項

- ・原則玄関前に蓋つきごみ箱を設置してください(ごみ箱は利用者本人でご用意ください)。
- ・共同住宅等の場合、ごみ箱の置き場所については、建物管理者等の承認を得てください。なお、オートロックマンションなど暗証番号や鍵を使用して立ち入ることが必要な建物の場合、利用者自身で開錠していただき玄関前で収集します。(ご不在時には収集できません。)
- ・職員が靴を脱いで家の中まで上がって収集することはありません。

収集までの流れ

step1

申し込み（電話で申し込み）

- ・本人以外の別居の親族や介護支援専門員からの申し込み可
- ・申請書などの書面は不要

step2

訪問調査（連絡をいただいてから1～2週間以内に訪問します）

- ・申込者へ訪問調査の日程調整連絡を行います。
- 《立ち合いいただく方》
- ・ご家族、ご親族や介護支援専門員（可能な範囲で）
- 《主にお聞きする内容》
- ・世帯の状態や状況
 - ・現在の分別を含めたごみ出しの状況
 - ・緊急連絡先
 - ・ごみ箱の設置希望箇所（相談の上、環境部が指定させていただく場合があります）
 - ・塵芥収集車の駐停車場所の確認
- 《提示物》
- ・介護保険証など要件が確認できる書面



step3

結果通知(利用可否)を郵送で通知

- 可の場合・・・収集開始日、収集日、概ねの収集時間帯等を記載した書面を郵送
- 否の場合・・・利用が認められない理由を記載した書面を郵送

step4

収集開始

- ・世帯員の増員など世帯状況等に変化があった時はご連絡をお願いします
- ・入院や外泊で収集日にごみがなく不在の時には事前に連絡をお願いします
- ・ごみがない場合「ごみありません」カードを出すなど承諾通知の内容に従ってください

お問い合わせ・申し込み先

環境部クリーン推進課

電話083-251-1194

5. 生活支援課からのお知らせ

1. 生活保護受給者が介護サービスを受ける場合は

生活保護受給者が介護サービスを受ける場合には、担当ケースワーカーと事前に協議が必要となりますので、必ずご連絡をお願いします。

2. 受給者番号についてのお願い

介護券連名簿に記載された受給者番号で国民健康保険団体連合会へ介護報酬の請求をしていただくようになっていますが、誤った受給者番号を使用して介護報酬を請求されている事例が多く見受けられます。

介護報酬を請求される際には、今一度介護券連名簿に記載されている受給者番号を確認して、請求するようにお願いいたします。

なお、介護券連名簿に名前の記載がない場合は、担当ケースワーカーにご連絡をお願いします。

【受給者番号の誤り例】

- ・「医療券」の受給者番号を使用
(多くの場合、医療と介護では、違う受給者番号を使用しています)
- ・「ケース番号」を使用
- ・受給者番号が変わっているにも関わらず、古い受給者番号を使用

3. 生活保護法による介護機関の指定・廃止等について

(1) 指定について

介護機関について、平成26年7月1日以降に介護保険法における指定又は許可があったときは、その介護機関は、生活保護法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされます。(以下「みなし指定」という。)ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)があらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りではありません。

ただし、平成26年6月30日以前に介護保険法での指定を受け、かつ生活保護法の指定を受けていない介護機関については、みなし指定の対象とはならず、生活保護法の指定を受けようとする場合は、申請が必要となります。

(2) 廃止について

生活保護法指定介護機関の廃止の届出が必要です。

ただし、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設については、法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものとみなされるため、届出は不要です。

また、みなし指定された介護機関については、廃止の届出は不要です。

(3) 変更・休止・再開・辞退について

すべての介護機関で、生活保護法指定介護機関の届出が必要になります。

今後とも、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従って、法による介護サービスを適切に提供していただくようお願いいたします。

下関市福祉事務所 生活支援課 給付係 (TEL 083-231-1172 FAX 083-231-1736)
